

令和4年12月 令和4年度第9回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月27日(火) 午後1時30分～午後3時
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番：小長野 誠 | 2番：坂元 廣幸 | 3番：本村 正一 | 4番：福森 徳昭 |
| 5番：牧野田 隆平 | 6番：杉尾 敏憲 | 7番：市菌 由美子 | 8番：白尾 親昭 |
| 9番：今村 逸子 | 10番：野元 幸雄 | 11番：堂前 澄男 | 12番：西 泰行 |
| 13番：川島 兼次 | 14番：内甕 達也 | 15番：平 富士夫 | 16番：岩元 律子 |
| 17番：松元 信道 | 18番：夏田 恒 | 19番：米迫 慎二 | |
- 欠席委員 (4番：福森委員)

【農地利用最適化推進委員】

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|
| 1番：内村 幸雄 | 2番：宇都 和義 | 3番：扇菌 弘行 | 4番：柚木 利雄 |
| 5番：大重 孝司 | 6番：上福元 克己 | 7番：松永 政文 | 8番：松元 健一 |
| 9番：池端 隆志 | 10番：新屋敷 幸一 | 11番：中村 政芳 | 12番：柳迫 勝美 |
- 欠席委員 (3番：扇菌委員)

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 非農地証明願について
9. 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更(除外)について
10. 議案第8号 農地あっせん申出(借受 希望)について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
13. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事
振興係長 ・ 振興係主任主査

	令和4年12月 令和4年度第9回始良市農業委員会総会議事録
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第9回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、18名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。本日は、4番、農業委員、が欠席であります。
	—— 会務報告 ——
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	[事務局 説明]
	—— 日程第1 議事録署名委員の指名 ——
議長	議事日程に入ります。日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、15番 農業委員、17番 農業委員に、お願いいたします。
	—— 日程第2 会議書記の指名 ——
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終

	<p>了後に入室・着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—— 日程第3 議案第1号（14件） ——</p>
議長	<p>それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から14番までについて、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、12月27日、契約の始期は、1月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で4件、5年間で8件、10年間で1件、合計14件、24,828㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番までについて、質疑に入ります。なお、13番と14番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。1番から12番までについて、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から12番までについて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>

議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から12番までについて、原案のとおり決定いたしました。それでは、13番と14番の関係者、5番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	（5番 農業委員 退席）
議 長	それでは、13番と14番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、13番と14番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、13番と14番について、原案のとおり決定いたしました。5番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員	（5番 農業委員 着席）
議 長	<p style="text-align: center;">——— 日程第4 議案第2号(5件) ———</p> <p>次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から5番までについて、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	それでは議案第3号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は5ページで

	<p>す。今月の申請件数につきましては、5件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、増田の田が1筆、面積は、830㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。令和4年12月18日、現地にて譲受人から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。本人は49歳、〇〇の職員。譲受人は農業用機械なども、全て揃っています。まだまだ広げたいとの意向を持っていました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、中津野の田が2筆、面積は、3,524㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。令和4年12月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地については、よく管理されており、いつでも耕作ができる状態です。譲受人の労働力は3名であり、農業用機械なども、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラ等、全て揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上</p>

議 長	で報告を終わります。
事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、住吉の田が2筆、面積は、2,323㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。令和4年12月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人の関係は、姉妹の関係で、譲受人は、17aの田を耕作しております。労働力は、本人と長男夫婦で、農業用機械は、トラクター、田植え機、軽トラックなど、全て揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町北の田が1筆、面積は、3,053㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。令和4年12月21日、現地にて行政書士から、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。10月の5条申請で許可が下りています農地の残地と田であります。合計、約30aであります。農業用機械はこれから購入します。田の耕運は委託し、コンバインや乾燥機はリースでとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の

議 長	各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。
事務局	次に、5番について、事務局の説明を求めま。
事務局	5番につきまして、ご説明いたしま。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、松原町の共有地で畑が1筆、面積の合計が、57㎡、売買による10分の3の持分の移転です。所有権移転です。〇〇氏は現在10分の6の持分を所有し、今回の申請が許可されまると、10分の9の持分となります。残りの10分の1につきましては、後日、申請予定とのことだ。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いしま。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたしま。令和4年12月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は水田37aを所有してあり、不動産業も営む兼業農家でありま。申請地は、譲受人が所有していま畑に隣接していま。田の農業用機械なども、全て揃っていますが、57㎡の畑なので、クワ、カマがあればできる規模です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いしま。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたしま。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番までについて、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙

	手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第5 議案第3号(2件) ———
議長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は7ページになります。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、平松の畑の1筆で741㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和4年11月7日付けで、宅地造成とのことで許可を取得しておりましたが、今回、隣接地も取得し、一体での利用として、宅地造成の4区画の計画へと変更になった為、事業計画変更の申請が提出されております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が私道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および

	<p>特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町北の田が2筆で、2,733㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和2年2月5日付で、駐車場としての一時転用として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の許可を取得しておりましたが、令和2年度開催予定であった鹿児島国体が、令和5年度に延期になった関係で、一時転用期間を1年間延期したいと、事業計画変更の申請が提出されております。農用地区域内の一時転用につきましては、通常3年以内であります。やむえない理由に該当するか、県からの判断をいただいたところ、やむえない理由に該当することとで差し支えないとの、確認を取っております。この後の5条申請においても、改めて申請されており、そこでは、期間終了までに、農地に復元することでの条件を付しております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての13番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約40mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が田、南が田、北が農道です。申請実現の確実性としましては、令和2年2月に、一時転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年3月31日までに、農地に復元することとあります。現在、通常の隣接体育館の利用時においても、駐車場が埋まることが多いとの事でした。総合意見としまして、転用許可基準の立地</p>

	<p>及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第6 議案第4号(4件) ———</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番までについて、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、8ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の1筆で、62㎡です。農地区分は第3種農地区分で、転用目的は駐車場で、音楽教室の駐車場として利用したいとのことですが、始末書のほうが参考資料の12ページに</p>

	<p>添付しています。内容は、令和3年12月から、既に駐車場として利用しています。追認での許可案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、〇〇から北東に約300mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が私道、西が畑、南が畑、北が畑となっております。申請実現の確実性でございますが、すでに転用済のため、確実であります。始末書も添付されております。条件および特記事項につきましては、特にございませぬ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、加治木町反土の1筆で、1,142㎡です。農地区分は第3種農地区分で、転用目的は月極駐車場です。近隣の幼稚園等の月極駐車場として利用したいとのことです。顛末書のほうを参考資料の17ページに添付しています。内容は、申請人が相続した時には既に駐車場になっており、経緯はわからないとの事です。平成26年頃からは駐車場になっていたとの事で、追認での許可案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、〇〇から東に約10mの位置になります。被害防除現況</p>

	<p>につきましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が雑種地と宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、すでに転用済のため、確実であります。顛末書も添付されております。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、平松の1筆で、741㎡です。議案第3号の1番と同じ申請地であります。一体利用で、全事業面積は1,184㎡となっております。農地区分は第3種農地区分で、転用目的は宅地造成で、4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>本件につきましては、議案第3号の1番で、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、加治木町小山田の1筆で、4,952㎡です。農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は牛舎、堆肥舎で、牛の増頭にあたり、既設牛舎のある敷地では足りないためとの事です。農用地区域内農地で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となります。本申請地につきましては、令和4年4月総会で、農用地用途変更の意見照会も農政課より来ており、令和4年5月で用途区分変更が完了しています申請地となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、農用地区域内農地ではありますが、農用地利用計画指定用途に該当する為、問題はありません。申請地の位置ですが、〇〇から南東に約220mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が農道、西が市道、南が市道、北が畑となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明、融資証明、補助金決定通知書も揃っており、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについて、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p>———— 日程第7 議案第5号(15件) ————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可</p>

	<p>申請の処分決定について、議題に供します。1番から、15番までについて、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、9ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件であります。1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の田の1筆、面積は1,041㎡となっております。所有権移転で、農地区分は令和4年7月総会で、農用地区域からの除外申請が議案としてだされ、令和4年12月6日付けで、農用地区域からの除外が完了し、その後は第1種農地になっております。転用目的は建売住宅で、建売住宅3棟を建設したいとのことです。第1種農地で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が田、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員化ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が1筆、面積は29</p>

議 長	<p>7㎡となっております。隣接の雑種地との一体利用で、全事業面先は、1,621㎡となっております。賃借権の設定で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、店舗です。コンビニエンスストア店舗を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員1番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約20mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は384㎡となっております。隣接の宅地と一体利用する計画で、全体面積は661.19㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。2区画の宅地造成をしたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が県道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明、融資証明もあり、確実であ</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の畑が3筆、面積は218.54㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、資材置場です。資材の搬入や使用に活用したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、防塵対策を行う事です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が4筆、面積は1,711㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。転用目的は、駐車場です。経営している病院の従業員駐車場として利用したいとの事です。第1種農地で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が市道と田、西が田、南が宅地、北が農道と田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、三拾町の田が2筆、面積は3,372㎡となっております。隣接の宅地と一体利用で、全体面積は、3,712.00㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。転用目的は、建築条件付売買予定地です。12区画の宅地造成を行いたいとの事です。第1種農地で、全体面積も30aを超えるとのことで、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。また、全体面積が3,000㎡を超えているので、都市計画法における県の開発許可が必要となり、農地転用の許可は、県の開発許可と同時での許可を予定しております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇</p>

	<p>から、西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道と宅地、西が田と農道、南が田と宅地、北が宅地と水路です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、県の許可に合わせてとのことです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員化ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は872㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、面積は190㎡となっております。隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、563.17㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第</p>

議 長	<p>3種農地です。転用目的は、宅地造成です。1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が転用許可地、南が転用許可地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は443㎡となっております。議案第4号の3番と一体利用しまして、全事業面積は、1,184㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が私道、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としま</p>

議 長	<p>しては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が2筆、面積は232㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約210mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が5筆、面積は576㎡となっております。隣接の雑種地とも一体利用し、全体面積は、920㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と雑種地、西が鉄道用地、南が宅地、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田5筆と畑が1筆、面積は2,584㎡となっております。隣接の宅地とも一体利用し、全体面積は2829.61㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。12区画の宅地造成を行いたいとの事です。隣の隣接農地の用水路を確保することと、条件を付しています。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が田と宅地、西が市道、南が農道、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接農地への用水路の確保です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町北の田が2筆、面積は2,733㎡となっております。議案第3号の2番、事業計画変更申請と関連がある案件となっております。賃借権の設定となりまして、農地区分は、農用区域内農地です。転用目的は、駐車場です。令和2年度予定のかごしま国体が、令和5年度に延期になった為、一時転用の1年間の延期を申請したいとのことです。令和6年の3月31日までの一時転用となり、その期間までに、農地に復元することの条件を付しての許可を予定しております。また、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>本件につきましては、議案第3号の2番で、推進6番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、14番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>+</p>	<p>事務局 14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆と畑が2筆、面積は2,152㎡となっております。隣接の雑種地とも一体利用し、全体面積は、3,130㎡となっております。賃借権の設定で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、資材置場です。木村ブロック工業に貸付けて、資材置場として利用したいとの事です。始末書が参考資料の73ページに添付されております。内容としましては、令和4年の10月頃から、すでに申請地を資材置場として使用しているとのことで、転用に関する指導を行い、追認での許可を得ようとするものです。全体面積が30aを超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、1番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇</p>

	<p>から、南西に、約370mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が雑種地と田、南が田、北が市道と田です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済であり、確実であります。始末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員化ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、15番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の畑が1筆、面積は45㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、進入路です。駐車場への進入路として利用したいとの事です。こちらの申請地が今年の8月に3条許可で取得しておりましたので、今回の5条申請に至った経緯を参考資料の78ページに掲載しております。内容としましては、昨年、山林、宅地をまとめて購入時に、こちらの畑も頼まれて購入したとのことですが、駐車場への大型車の出入りが難しく譲ってほしいとの話があり、転用申請に至ったとの理由書が添付されております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が転用許可地、南が宅地、北が農道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。理由書があります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、15番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、15番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、15番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番、5番、6番、13番、14番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたしません。ここで休憩に入ります。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第8 議案第6号(1件) ———</p> <p>日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第6号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は14ページになっております。今月の申請件数は1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、寺師の1筆で931㎡です。農地区分は、第1種農地で、現況は宅地であります。昭和40年に親が建築し、現在に至っているとのことです。今回申請人が親から相続した際に、地目が畑であることが判明し、非農地証明願の申請に至ったところですので、以上で説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 1 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 1 2 番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北に、約 2 5 0 m の位置です。現況としましては、東が県道、西が宅地、南が畑と宅地、北が宅地となっております。非農地として認める、やむえない理由としまして、宅地となってから、すでに 5 7 年以上経過しているもので、やむ得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
議 長	<p style="text-align: center;">——— 日程第 9 議案第 7 号(2 件) ———</p> <p>次に、日程第 9、議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、議題に供します。1 番と 2 番について、説明をお願いします。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局 議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、

	<p>ご説明いたします。総会資料は15ページになります。今月の意見照会件数につきましては、農用地除外件数が2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は蒲生町久末の田が1筆で1,420㎡。グラウンドゴルフ場の拡張の用途であります。隣接地に既存のグラウンドゴルフ場があり、拡張し、申請人が代表を務める〇〇に貸し出して、利用していきたいとのことです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北に、約70mの位置です。現況としましては、東が農道、西が水路、南が雑種地、北が水路となっております。申請実現の確実性として、申請地は、既存のグラウンドゴルフ場の隣接地でもあり、確実であると思われます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は大山の田が1筆で149㎡。現在は農地ですが、変更後は通路としてとの事です。昭和53年から隣接地の居宅の通路として既に使用しており、通路部分が田のままで、今回、通路になっている部分を田から分筆し、その部分を農用地から除外し、転用と、現況により手続きをおこないたいとの事です以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の</p>

	<p>位置は、〇〇から、東に、約30mの位置です。現況としましては、東が市道、西が宅地、南が田、北が田となっております。申請実現の確実性としまして、すでに転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、15番農業委員です。参考資料の89ページを見ますと、面積が1,071㎡ですが、90ページの申請書には1,072㎡と記載がされています。どうして異なるのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>昭和53年の登記時の測量では、1,072㎡でありましたが、今回、改めて測量したところ、149.12㎡と922.87㎡、合わせて1,071.99㎡となり、0.01㎡の違いが生じたところでは。</p>
委 員	<p>はい、了解しました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。それではお諮りいたします。議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。</p>

議 長

次に、日程第10、議案第8号、農地あっせん申出（借受希望）について、議題に供します。1番と2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号、農地あっせん申出、借り受け、希望について、ご説明いたします。総会資料は、16ページです。今月の申請につきましては借り受け2件、となっております。参考資料につきましては、95ページからになりますので、審議の参考としてください。それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、借り受けです。申請者は、加治木町反土の株式会社〇〇、希望地区は、加治木町小山田地区で、最終的には2ヘクタール借り受けたいとのことで、借り受け条件は、期間が5年間、小作料が、10aあたり1万円とのことです。栽培予定作物は、桑の葉の生産です。次に2番をご説明いたします。内容につきましては、借り受けです。申請者は〇〇、希望地区は、加治木町楠原地区で、3,000㎡借り受けたいとのことで、借り受けの条件は、期間が5年間、小作料は農業委員会に一任ということ。栽培予定作物は、ブルーベリーの生産です。

議 長

これより、議案第8号、農地あっせん申出（借受 希望）についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委 員

はい、12番農業委員です。2番の案件ですが、年齢は何歳ですか。新規参入は歓迎ですが、資料を見る限りでは、3反で、農業用機械は草払い機1台、これでブルーベリーを栽培するとなれば、歓迎より不安が先に来ます。

事務局

年齢は後程、確認いたします。

委 員

このような受付では困ります。広い畑を希望されておりますが、この案件は、もう少し打ち合わせをしていただいて、どのようにされるのか、5年後に買受をされるのか等まで、確認してい

	<p>ただき、提出いただきたい。他にもっていらっしゃる機械類があれば、記載していただきたい。</p>
事務局	<p>この案件は、今回保留とし、更に詰めていきたいと考えます。</p>
委員	<p>はい、8番農業委員です。一点お願いがあります。以前もあつたのですが、3番目の農業従事者の氏名等のところは、何歳かを書いていただきたいと要請したのですが、保有している農機具等も含め、ちゃんとチェックをして、総会に議案として提出していただきたい。</p>
事務局	<p>今後、そのようにしていきます。</p>
委員	<p>はい、17番農業委員です。このケースは非常に興味のある案件ですが、今後はどのような農業をしていきたいのか、観光農園的なことも考えているのか、5年、10年後にも興味がわくところですか。特に、新規就農であれば、われわれも把握しておきたい。また、新しい形で、半農半X、観光農園なども考えているのか、わかるような内容で示してくださいと、ぜひ、依頼いたします。</p>
事務局	<p>話を詰めていきたいと思えます。</p>
議長	<p>他にありませんか。それでは、お諮りいたします。議案第8号農地あつせん申出（借受 希望）についての1番について、原案のとおり受理、2番については保留することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第8号、農地あつせん申出（借受 希望）についての1番については、原案のとおり受理、2番については保留することに、決定いたしました。次に、ただいま承認されました議案第8号、農地あつせん申出に係る、地区あつせん委員の選出について、協議していただきます。地区委員の方々から、選出していただきたいと思えます。自薦、他薦のいずれでも</p>

	<p>よろしいです。</p>
委員	<p>はい、推進委員 4 番、推進委員です。やります。</p>
議長	<p>他にいませんか。それでは、推進委員 4 番 推進委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>———— 日程第 1 1 ————</p>
議長	<p>次に、日程第 1 1、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>農地あっせんの報告につきましては、今月は特にありませんでした。以上で、事務局の報告を終わります。</p>
議長	<p>委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。</p>
委員	<p>〔報告無し〕</p>
議長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
	<p>———— 日程第 1 2 ————</p>
議長	<p>次に、日程第 1 2、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。12 月は、1 1 件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、1 2 月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>

委員	[発言 無し]
議長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 —— 日程第13 ——
議長	次に、日程第13、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	「農業者年金 農業新聞購読加入推進に関する報告」
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	はい、3条関係で報告があります。令和4年の9月の総会で豊留の田、1筆について、買受適格者の決定をしておりましたが、その件について12月6日入札の決定があり、落札者〇〇より、12月15日に、農地法3条の単独申請がありました。これにつきましては、9月の総会時に買受適格者証明願いの事業内容と異なる場合を除き、3条を許可するとの決定をしており、提出された事業内容は同一でありましたので、農地法3条の許可書を交付しております。以上で報告といたします。
議長	今の報告に対し、質問はありますか。他にありませんか。それでは、以上をもちまして、令和4年度、第9回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____

